

尾道市準用河川区域内占用料徴収条例の一部を次のとおり改正

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新				
別表(第3条関係) 河川占用料金表				別表(第3条関係) 河川占用料金表				
占用物件		単位	占用料の額 (単位 円)	占用物件		単位	占用料の額 (単位 円)	
工作物を設置して占用する場合	電柱	1本につき	<u>790</u>	工作物を設置して占用する場合	電柱	1本につき	<u>870</u>	
	電話柱	1年	<u>460</u>		電話柱	1年	<u>510</u>	
	その他の柱類		<u>46</u>		その他の柱類		<u>51</u>	
	広告塔及び看板	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,900</u>		広告塔及び看板	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800</u>	
	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>19</u>		管類	外径が0.07メートル未満のもの	<u>21</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>30</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>45</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55</u>			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>61</u>
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>82</u>			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>91</u>	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>110</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>120</u>	
外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの						外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの		

	メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>
橋りょう	占有面積1平方メートルにつき 1年		<u>140</u>
工事用施設及び材料等で仮設のもの	占有面積1平方メートルにつき 1月		<u>190</u>
その他の用に供するもの	占有面積1平方メートルにつき 1年		<u>450</u>
工作物を設置しないで占有する場合	占有面積1平方メートルにつき 1年		<u>450</u>

備考 略

	メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>
左表に同じ	左表に同じ	左表に同じ	
工事用施設及び材料等で仮設のもの	占有面積1平方メートルにつき 1月		<u>180</u>
左表に同じ	左表に同じ	左表に同じ	
左表に同じ	左表に同じ	左表に同じ	

備考 略